

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業

事業者説明会【事業運用編】



平成29年8月25日（金）

鹿児島市長寿あんしん課

1. 超高齢社会を迎えた日本

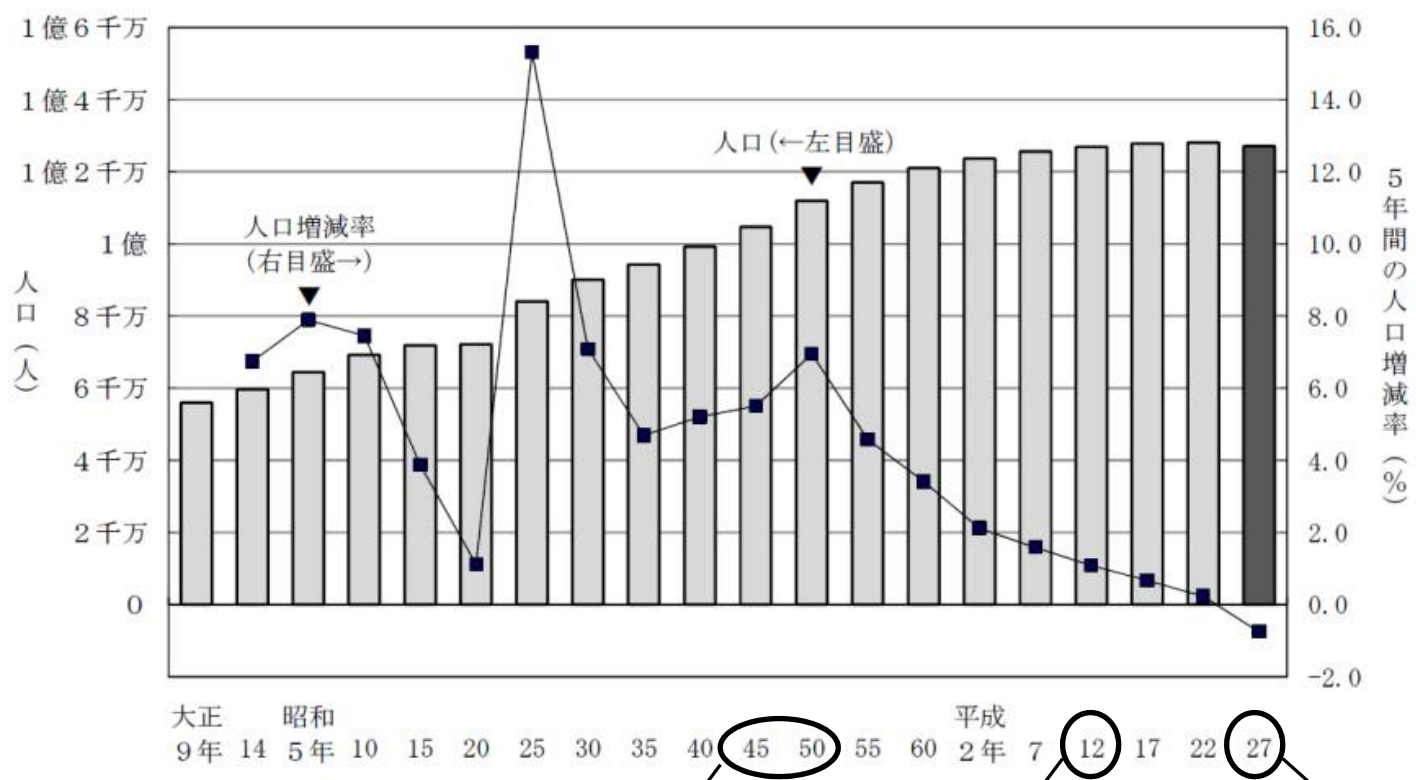
(1) 人口の減少と高齢化

近年、日本の人口は減少傾向にあります。その原因のひとつが生まれる赤ちゃんが減っていることで、これに伴い15～65歳の、いわゆる現役世代の人口も減少しています。

一方、長生きする人は増えていて、現在、「日本人の約4人に1人は65歳以上の高齢者」となっています。

高齢者の人口は今後も増えていき、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上になる平成37年には、3,657万人に達すると推計されています。

「人口及び人口増減率の推移」 ※出典：平成27年国勢調査人口等基本集計結果



(平成27年国勢調査)

- 日本の人口は1億2,709万5千人 (H27/10/1日現在)
- 大正9年の調査開始以来、初めての減少 (平成22年から0.8%減)

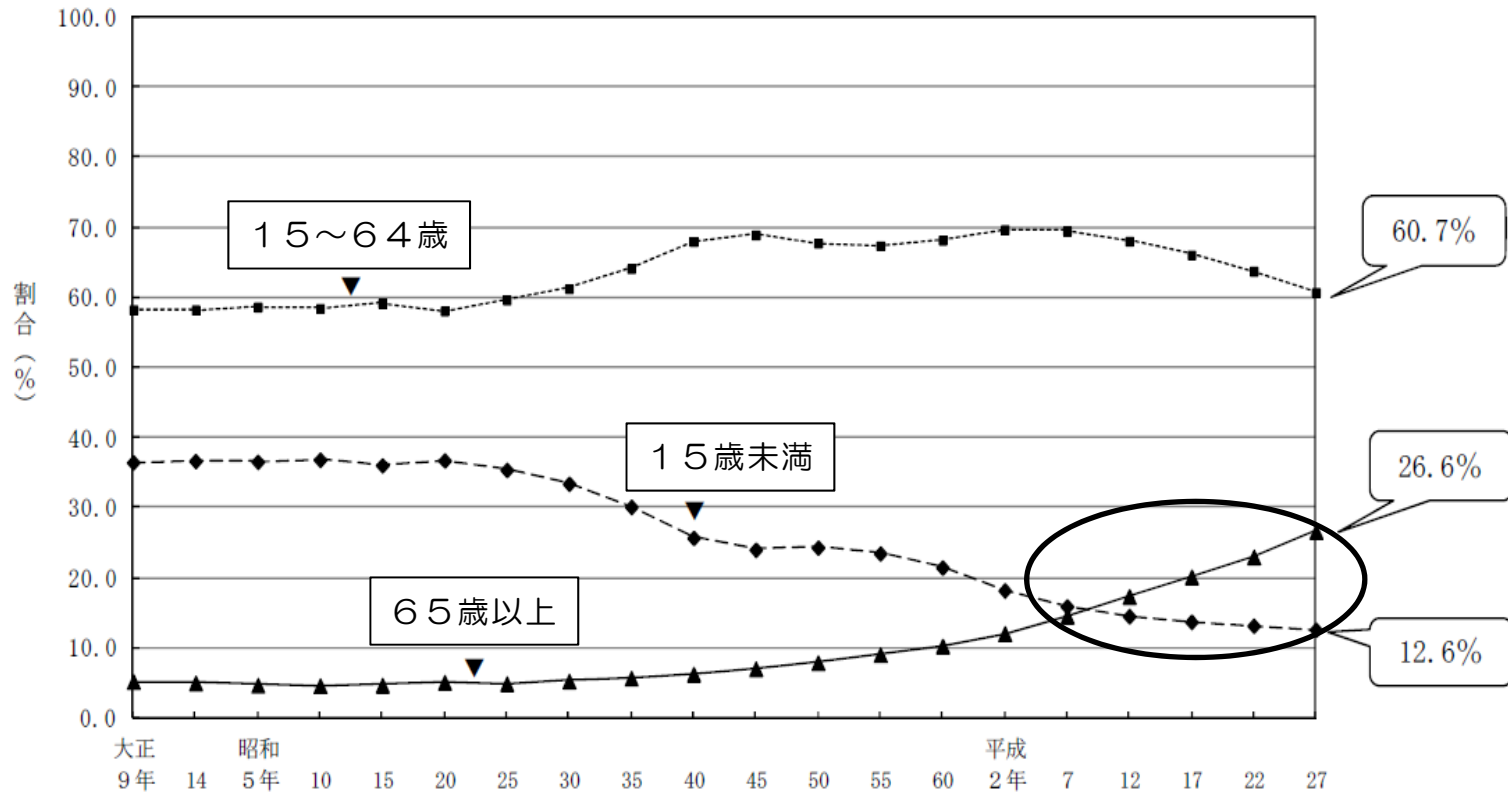
第二次ベビーブーム (昭和46～49年頃)

介護保険制度創設

調査開始以来初めての減少

1. 超高齢社会を迎えた日本

「年齢（3区分）別人口の割合の推移」 ※出典：平成27年国勢調査人口等基本集計結果



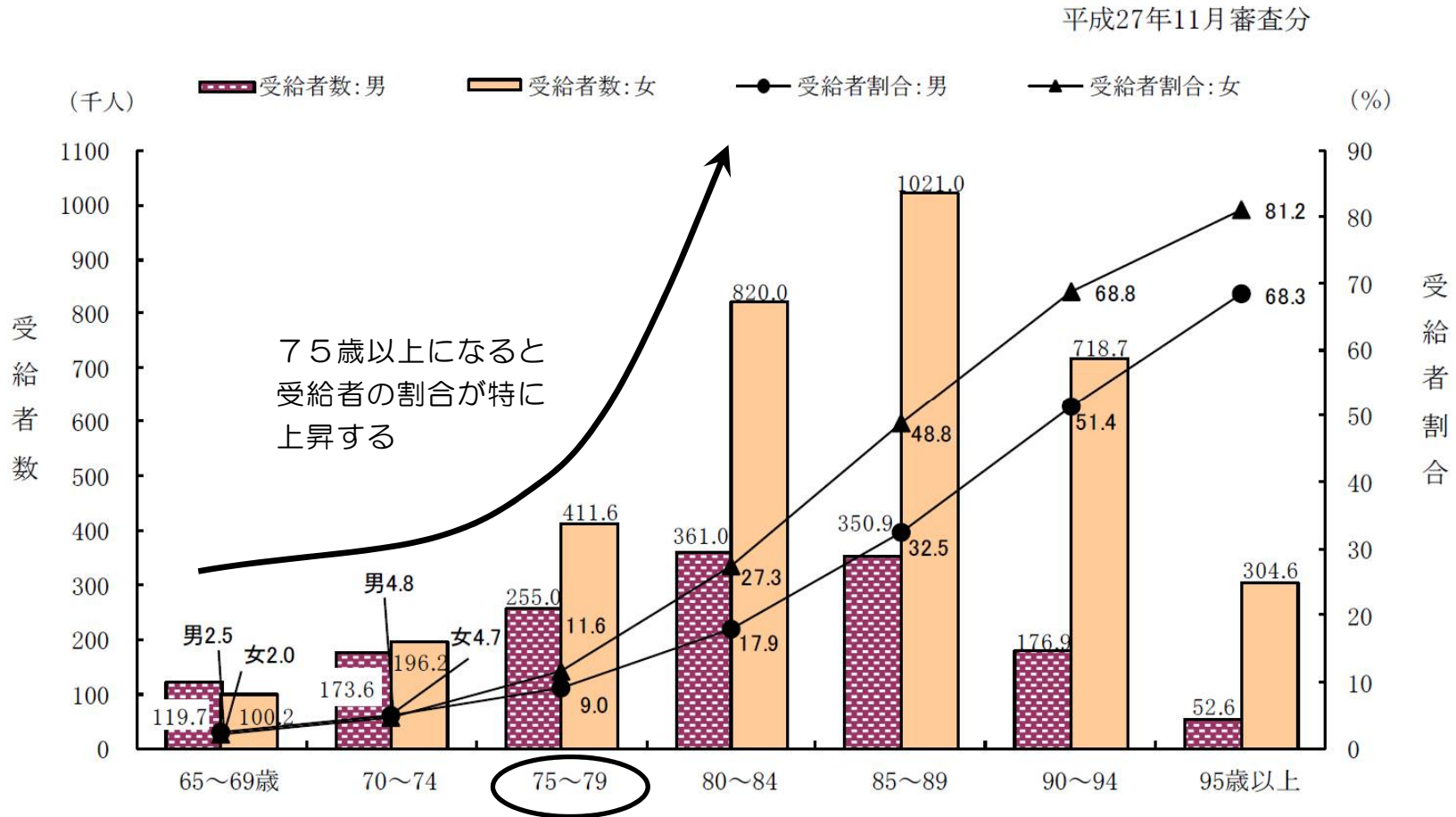
(平成27年国勢調査より)

- 15歳未満人口は1,588万7千人(総人口の12.6%で調査開始以来最低)
- 65歳以上人口は3,346万5千人(同26.6%で調査開始以来最高)

1. 超高齢社会を迎えた日本

「性・年齢別にみた介護保険受給者数及び人口に占める受給者数の割合」

※出典：平成27年度介護給付費等実態調査の概況



2. 鹿児島市における高齢者の人口推移及び高齢者世帯数の推移

(1) 本市の総人口の推移

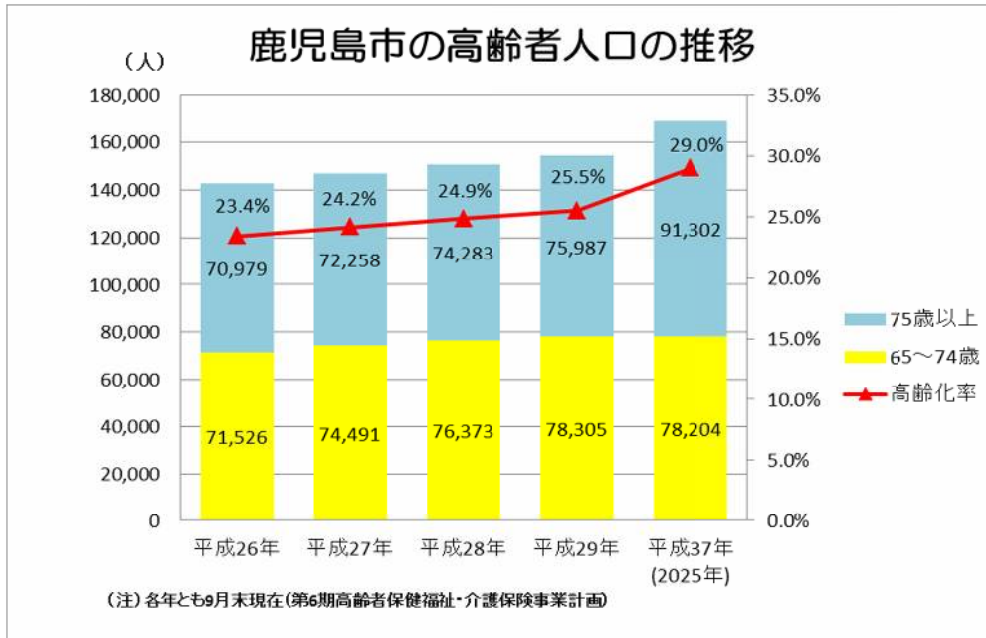
- 年々減少傾向にあり、平成26年9月時点で608,366人が、平成37年には、585,466人になる見込み。

(2) 高齢者人口（65歳以上人口）の推移

- 年々増加傾向にあり、平成37年には、169,506人（高齢化率29.0%）になると推計されている。

(3) 本市の高齢者世帯数の推移

- 高齢者のいる世帯は、平成22年の時点で総世帯数の31.6%を占め、そのうち、ひとり暮らし世帯33.0%、高齢夫婦世帯32.3%となっており、高齢者のみの世帯が総世帯数の20.6%を占めている。



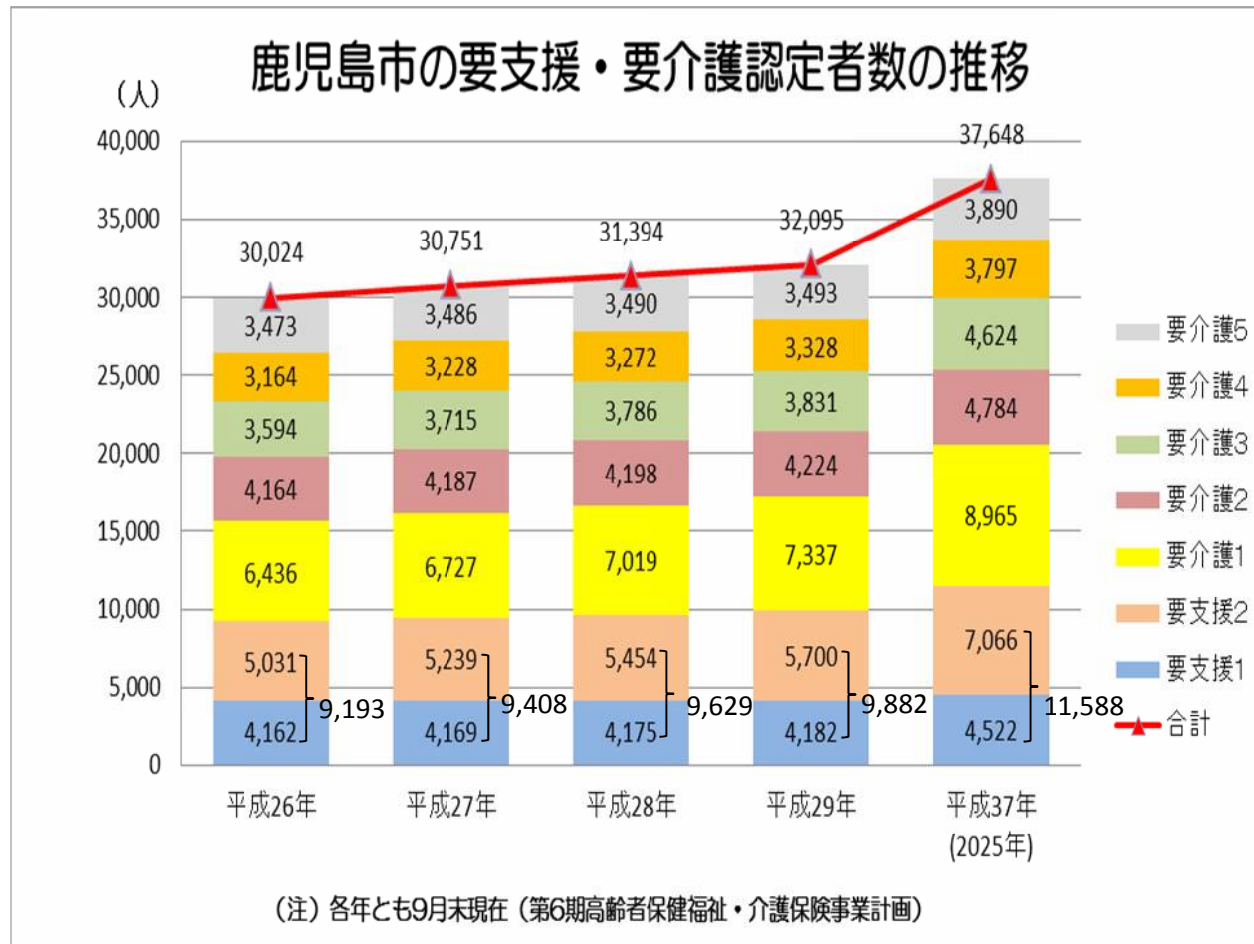
区分	平成17年		平成22年		
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
本市	総世帯数	255,276	100.0	264,686	100.0
	高齢者のいる世帯数	75,509	29.6	83,691	31.6
	ひとり暮らし世帯	24,271	32.1	27,635	33.0
	高齢夫婦世帯	24,369	32.3	27,007	32.3
	その他世帯	26,869	35.6	29,049	34.7
国	総世帯数	49,566,305	100.0	51,950,504	100.0
	高齢者のいる世帯数	17,204,473	34.7	19,337,687	37.2
	ひとり暮らし世帯	3,864,778	22.5	4,790,768	24.8
	高齢夫婦世帯	4,487,042	26.1	5,250,952	27.2
	その他世帯	8,852,653	51.5	9,295,967	48.1
県	総世帯数	725,045	100.0	729,386	100.0
	高齢者のいる世帯数	286,157	39.5	294,434	40.4
	ひとり暮らし世帯	96,567	33.7	102,443	34.8
	高齢夫婦世帯	94,873	33.2	95,610	32.5
	その他世帯	94,717	33.1	96,381	32.7

※各年とも国勢調査 (出典) 第6期高齢者保健福祉・介護保険事業計画

2. 鹿児島市における要支援・要介護認定者数の推移

(1) 本市の要支援・要介護認定者数の推移

- ・高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者の増加も見込まれる。



<実績> 介護保険事業状況報告 (各年3月末) より
(単位: 人)

	H26年	H27年	H28年
総合計	29,570	30,385	31,026
要介護合計	20,527	21,038	21,402
要介護5	3,461	3,463	3,465
要介護4	3,102	3,184	3,311
要介護3	3,546	3,578	3,591
要介護2	4,165	4,180	4,215
要介護1	6,253	6,633	6,820
要支援合計	9,043	9,347	9,624
要支援2	4,852	5,191	5,242
要支援1	4,191	4,156	4,382

3. 鹿児島市の介護保険の状況

保険給付費・保険料の推移

介護保険制度を開始した平成12年度と平成27年度を比較すると、保険給付費は約2.7倍、保険料は約1.8倍に増加しています。今後も高齢化の進行に伴い、保険給付費と保険料は増加していくと考えられます。

「保険給付費と保険料の推移」

※12～27年度の保険給付費は決算額、28・29年度は第6期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画における見込額

事業運営期間	事業計画	保険給付費	保険料	報酬改定率
12年度	第一期	156億円	3,250円	H15年度改定▲2.3%
13年度		191億円		
14年度		213億円		
15年度	第二期	232億円	3,766円 (+15.9%)	H17年度改定▲1.9%
16年度		260億円		
17年度		283億円		
18年度	第三期	286億円	4,073円 (+8.2%)	H18年度改定▲0.5%
19年度		293億円		
20年度		304億円		
21年度	第四期	322億円	4,073円 -	H21年度改定+3.0%
22年度		338億円		
23年度		359億円		
24年度	第五期	385億円	4,863円 (+19.4%)	H24年度改定+1.2%
25年度		403億円		
26年度		420億円		
27年度	第六期	427億円	5,766円 (+18.6%)	H27年度改定▲2.27%
28年度		456億円		
29年度		470億円		

注：約1.8倍は20年度と27年度の給付費比、約2.7倍は12年度と27年度の給付費比を示す。

4. 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

（導入の背景）

○団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を実現するとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することが求められている。

（事業概要）

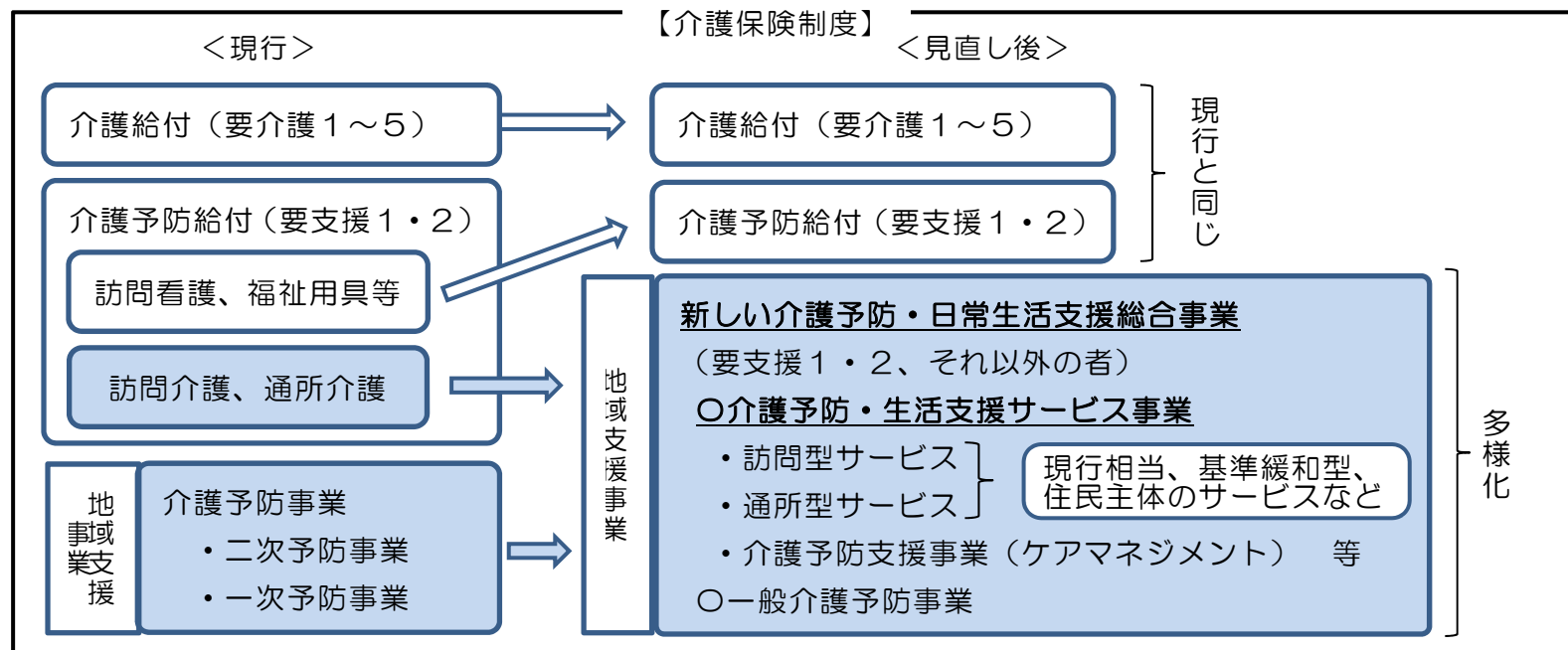
○予防給付のうち訪問介護と通所介護を市町村が地域の実情に応じた取組ができる地域支援事業に移行するなど、サービスの多様化を図るもので、平成29年4月1日までに全ての市町村が開始する。

（基本的な考え方）

○要支援者等の選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心確保を図る。

○低廉なサービス・支援の充実・利用普及、高齢者の社会参加の促進、介護予防・重度化予防の推進等により、結果として費用の効率化が図られることを目指す。

○介護事業所の専門職による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるように支援。高齢者は支え手側に回ることも想定。



※「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」（H27.6.5 厚労省）をもとに作成

5. 鹿児島市における介護予防・生活支援サービス事業

(1) 本市の基本的な考え方

- ① 現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当サービスの継続
 - ・移行前の要支援認定者のうち、介護職による専門的なサービスを必要とする人には、現行相当サービスを継続して提供する。
- ② 多様なニーズに対応した多様なサービスを創設
 - ・身体介護を含まない生活支援サービス、時間を短縮したミニデイサービス等を設けるとともに、多様な提供主体の参入を促進し、高齢者の自立を支援する。
- ③ 住民主体の自主的な活動を推進
 - ・高齢者をはじめ、地域住民等によるサービスの提供を推進する。

(2) 実施時期と対象者

実施時期

平成29年4月1日

対象者

- ①要支援認定者
- ②事業対象者（基本チェックリストに該当し、介護予防ケアマネジメントの依頼を行った人）

※平成29年3月31時点で、既に要支援認定を受けている方は、認定更新まで現行の予防給付の訪問介護・通所介護を利用することができる。

利用できるサービス及び支給限度額

対象者	予防給付	介護予防・生活支援サービス事業	
	訪問看護、福祉用具貸与、住宅改修 等	訪問型サービス 通所型サービス	支給限度額（月額）
①要支援認定者	○	○	要支援1 50,030円
			要支援2 104,730円
②事業対象者	×	○	50,030円 (要支援1と同額)

6. 総合事業の移行時期

		平成29年				平成30年	
		3月	4月 総合事業開始	5月	6月	2月	3月 完全移行
新規要支援認定者							
更新者	H29.4.1 更新	--->	更新				
	H29.5.1 更新	---		更新			
	H29.6.1 更新	---			更新		
	H30.3.1 更新	---				更新	

予防給付 \dashrightarrow 総合事業 \longrightarrow

総合事業移行時期

○新規要支援認定者

→ 平成29年4月1日以降の申請時から総合事業利用開始。

○更新時期に要支援認定更新をした方

→ 平成29年4月1日以降の要支援認定更新時から総合事業利用開始。

※本人が希望すれば、認定有効期間満了日前でも総合事業の利用は可能。(ケアプランの変更が必要)

○更新時期に要支援認定更新をせずに、「基本チェックリスト」結果により事業対象者となった方

→ 平成29年4月1日以降の要支援認定更新時に「基本チェックリスト」結果により「事業対象者」となった時から総合事業利用開始。

総合事業のサービスを提供するにあたっての留意事項①

★総合事業のサービスを提供するには、鹿児島市の事業所指定が必要です。



(1) 現行相当サービス（訪問・通所とも）

①みなし指定を受けている事業所⇒指定申請は不要

②みなし指定を受けていない事業所⇒指定申請が必要

(2) 基準緩和型サービス（訪問・通所とも）

・実施を希望する全ての事業所⇒指定申請が必要

現在の指定状況	指定日	みなし指定	現行相当	緩和型A	現行相当	緩和型A	
			予防型 訪問介護	生活支援型 訪問介護	予防型 通所介護	ミニデイ型 通所介護	運動型 通所介護
介護予防 訪問介護	27.3.31以前	あり	※みなし	新規指定が必要	新規指定が必要		
	27.4.1以降	なし	新規指定が必要				
介護予防 通所介護	27.3.31以前	あり	新規指定が必要		※みなし	新規指定が必要	
	27.4.1以降	なし			新規指定が必要		
指定なし	—				新規指定が必要		

※平成30年4月以降も現行相当サービスの実施を希望する場合は平成29年度中に更新手続きが必要（更新申請の方法は【みなし指定更新手続編】で説明します。）

総合事業のサービスを提供するにあたっての留意事項②

★総合事業のサービスを提供するには、事前に必要書類の変更等が必要です。



	サービス類型	定款	運営規程	契約書 重要事項説明書
みなし指定事業者	現行相当サービス	平成30年3月末までには変更	みなし指定更新申請時までに変更の 必要あり	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行する タイミングで変更)
	基準緩和型サービス	指定申請時までに変更の必要あり	指定申請時まで作成の必要あり	
みなし指定事業者以外	現行相当サービス 基準緩和型サービス			




(1) 契約書・重要事項説明書について

- 総合事業のサービスを提供するまでに、契約書及び重要事項説明書を総合事業用に作成し、総合事業を利用する方に対し、サービス提供時に随時契約をしてください。
- なお、従前の契約書、重要事項説明書に総合事業に関する事項を追加して作成しても構いません。

7. 介護予防・生活支援サービスの種類

(1) 訪問型サービス

指定事業者によるサービス





訪問型サービス			
	予防型訪問介護	生活支援型訪問介護	訪問型個別支援
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ■生活援助 <ul style="list-style-type: none"> ・調理 ・洗濯 ・掃除 の支援など ■身体介護 <ul style="list-style-type: none"> ・食事 ・入浴 ・排せつ の介助など 	<ul style="list-style-type: none"> ■生活援助 <ul style="list-style-type: none"> ・調理 ・洗濯 ・掃除 の支援など 	閉じこもり、認知症、うつ予防に関する訪問による個別支援 
費用のめやす(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ●週1回程度 1か月 11,680円 ●週2回程度 1か月 23,350円 ●週2回程度を超える(※2) 1か月 37,040円 	<ul style="list-style-type: none"> ●週1回程度 1か月 9,230円 ●週2回程度 1か月 18,460円 ●週2回程度を超える(※2) 1か月 27,690円 	無料

※1 利用者負担は原則として上記の費用の1割または2割となります。(加算部分は除く)

※2 要支援1の人は利用できません。

(2) 通所型サービス

指定事業者によるサービス

通所型サービス				
	予防型通所介護	ミニデイ型通所介護	運動型通所介護	口腔機能向上・栄養改善
サービス内容	<p>食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援など</p> 	<p>短時間の日常生活上の支援や運動・レクリエーション</p> <p>(3時間程度)</p> 	<p>運動器の機能向上のための支援</p> <p>(2時間程度)</p> 	<p>口腔機能向上・栄養改善に関する個別支援</p> 
費用のめやす(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ●要支援1、事業対象者 1か月 16,470円 (週1回程度) ●要支援2 事業対象者(※2) 1か月 33,770円 (週2回程度) <p>・送迎、入浴を含む ・食費は別途自己負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●要支援1、事業対象者 1か月 12,960円 (週1回程度) ●要支援2 事業対象者(※2) 1か月 25,920円 (週2回程度) <p>・送迎、入浴を含む ・食費は別途自己負担</p>	<p>1回 3,370円</p> <p>・送迎を含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●口腔 1回 4,500円 ●栄養 1回 3,700円など (送迎などの有無により異なる) <p>(※3)</p>

※1 利用者負担は原則として上記の費用の1割または2割となります。(加算部分は除く)

※2 利用者の状態像に応じて、介護予防ケアマネジメント等において判断することになります。

※3 栄養改善サービスのそれぞれの単価は以下のとおりです。

- 栄養改善サービス
 - ・料理実習なし ①送迎あり 3,300円/回 ②送迎なし 2,600円/回
 - ・調理実習あり ①送迎あり 3,700円/回 ②送迎なし 3,000円/回

8. 介護予防・生活支援サービス事業実施状況について

(1) 事業所指定状況（平成29年8月1日現在）

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
予防型訪問介護事業所(みなし指定)	10	6	15	5	12	11	10	11	5	10	10	9	1	2	3	3	2	125
予防型訪問介護事業所	1		2	1		1	1	1	1				1					9
生活支援型訪問介護事業所	1	2	8			4	4	5	1	2	5	1			1		1	35
予防型通所介護事業所(みなし指定)	13	16	14	12	9	16	20	20	21	10	14	22	1	7	5	3	6	209
予防型通所介護事業所	2		5	6	4	1	2	4	2	1	2			2		2		33
ミニデイ型通所介護事業所	2	2	2		1	2	1	2	2	1	5	2		4	1			27
運動型通所介護事業所	2		1		1	1		2	2	1	2	7				2	2	23
計	31	26	47	24	27	36	38	45	34	25	38	41	3	15	10	10	11	461

9. 介護予防・日常生活支援総合事業の月額包括報酬の日割り請求について

総合事業における月額報酬の日割請求に関しては、平成27年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」のI 介護報酬改定関係資料の資料9「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」にあるとおり、総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスについては、月途中で利用者と契約開始又は契約解除した場合は、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と異なり、日割りで請求することになります。

(1) 月途中の利用開始

利用者との契約開始を事由として、「契約日」を起算日に日割計算を行います。この場合、当該契約月にサービス利用がなく、翌月からサービス利用を開始した場合、当該契約月については、報酬を算定せず、翌月から月額包括報酬を算定してください。

(2) 月途中の利用終了

利用者との契約解除を事由として、「契約解除日」を起算日に日割計算を行います。この場合、当該契約解除月にサービス利用がない場合、当該契約解除月については報酬を算定することはできません。

なお、当該契約解除月にサービス利用がある場合については、契約解除日を起算日として日割計算により報酬算定を行ってください。

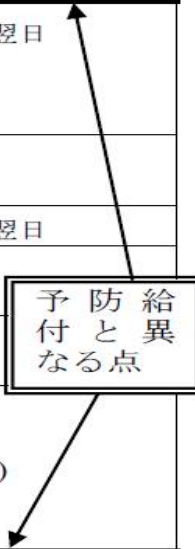
○総合事業移行前の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）の場合

	月額報酬	月途中の事由		起算日
予防給付	介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	開始	・区分変更（要支援1⇔要支援2）	変更日
			・区分変更（要介護⇒要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除	契約日
			・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居	退居日の翌日
			・介護予防所規模多機能型居宅介護の契約解除	契約解除日の翌日
			・介護予防短期入所生活介護または介護予防短期入所療養介護の退所	退所日の翌日
			終了	・区分変更（要支援1⇔要支援2）
		・区分変更（要支援⇒要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始		契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居		入居日の前日
		・介護予防所規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始		サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		・介護予防短期入所生活介護または介護予防短期入所療養介護の入所	入所日の前日	

○総合事業移行後

介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自)	介護予防・日常生活支援総合事業	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更 (要支援 1 ⇔ 要支援 2) ・区分変更 (事業対象者 → 要支援) 	変更日
			<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更 (要介護 → 要支援) ・サービス事業所の変更 (同一サービス種類のみ) ・事業開始 (指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 	契約日
			<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約開始 	契約日
			<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合) 	契約解除日の翌日
			<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居 	退居日の翌日
			<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除 	契約解除日の翌日
			<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所 	退所日の翌日
			<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更 (要支援 1 ⇔ 要支援 2) ・区分変更 (事業対象者 → 要支援) 	変更日
			<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更 (事業対象者 → 要介護) ・区分変更 (要支援 → 要介護) ・サービス事業所の変更 (同一サービス種類のみ) ・事業廃止 (指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
			<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約解除 	契約解除日
			<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合) 	サービス提供日の前日
			<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居 	入居日の前日
			<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始 	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
			<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所 	入所日の前日

予防給付と異なる点

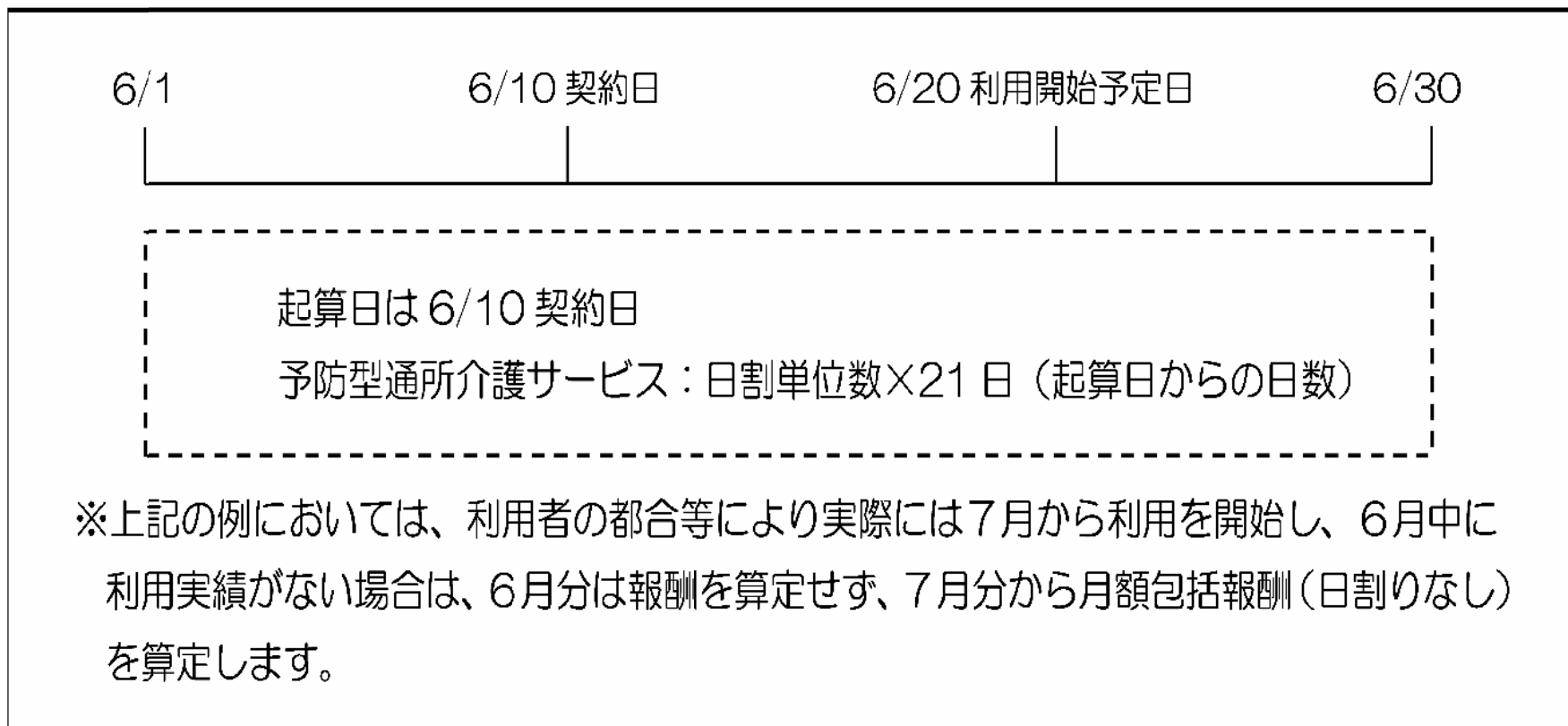


(3) 日割り算定の考え方について

①月の途中より新規で総合事業を利用する場合

- ・総合事業にかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割り算定を行います。

※サービス利用開始（予定日）とは異なりますので、注意が必要です。



(例1) 予防型通所介護(みなし指定事業所)利用の場合

認定済・申請中

介護予防支援事業者→サービス事業者

利用者番号: 437361

平成29年6月分

介護予防サービス提供票

1/1 ページ

保険者番号	4 6 2 0 1 0	保険者名	鹿児島市	介護予防支援事業者事業所名	鹿児島市地域包括支援センター 本部	作成年月日	平成29年6月1日	
被保険者番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 8	フリガナ	ダミー ヨクシエン	担当者名		届出年月日	平成 年 月 日	
生年月日	明・大・昭 10年10月10日	性別	男・女	要介護状態区分	要支2 1 2 3 4 5	区分支給限度基準額	10,473 単位/月	
		変更後要介護状態区分	変更日			限度額適用期間	平成29年4月 から 平成30年3月 まで	
							前月までの短期入所利用日数	0 日

提供時間帯	サービス内容	サービス事業者事業所名	日付	月間サービス計画及び実績の記録																														合計回数		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
				曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
10:00 ~ 15:00	通所型サービス 2日割	ダミー予防型通所介護	予定																																	10-30
	通所型サービス運動器機能向上加算	ダミー予防型通所介護	実績																																	4
	通所型サービス事業所評価加算	ダミー予防型通所介護	予定																																	4
	通所型サービス処遇改善加算 I	ダミー予防型通所介護	実績																																	4
			予定																																	
			実績																																	
			予定																																	
			実績																																	
			予定																																	
			実績																																	
			予定																																	
			実績																																	
			予定																																	
			実績																																	

契約日

サービス利用開始

日割日数
10日~30日

事業所番号: 999999998 事業所名: ダミー予防型通所介護 様

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後		サービス単位/金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険/事業対象分	給付率(%)	保険/事業費請求額	定額利用者負担 単価金額	公費・減免 給付額	利用者負担 保険/事業対象分	利用者負担 (全額負担分)
					率%	単位数													
ダミー予防型通所介護	999999998	通所型サービス2日割	A51122	111		21	2,331												
ダミー予防型通所介護	999999998	通所型サービス運動器機能向上加算	A55002	225		1	225												
ダミー予防型通所介護	999999998	通所型サービス事業所評価加算	A55005	120		1	120												
ダミー予防型通所介護	999999998	通所(みなし)合計					(2,676)		2,676		2,676	10.00	26,760	90	24,084			2,676	0
ダミー予防型通所介護	999999998	通所型サービス処遇改善加算I	A56100	158		1	(158)		(158)		(158)	10.00	1,580	90	1,422			158	0
					区分支給限度基準額(単位)		10,473	合計	2,676	2,676	2,676		28,340		25,506			2,834	0

総合事業のコードは「A」から始まるコード
予防型通所介護(みなし事業者)は「A5」
詳細は別添を参照

日割日数
10日~30日
の21日間

負担割合証
で確認が必要

種類別支給限度管理

サービス種類	種類支給限度基準額(単位)	合計単位数	種類支給限度基準を超える単位数	サービス種類	種類支給限度基準額(単位)	合計単位数	種類支給限度基準を超える単位数
				合計			

要介護認定期間中の短期入所利用日数

前月までの利用日数	当月の計画利用日数	累積利用日数
0	0	0

事業所番号：999999998 事業所名：ダミー予防型通所介護 様

(例2) 予防型通所介護(新規事業所)利用の場合

認定済・申請中

介護予防支援事業者→サービス事業者

利用者番号: 437361

平成29年6月分

介護予防サービス提供票

1/1 ページ

保険者番号	4 6 2 0 1 0	保険者名	鹿児島市	介護予防支援事業者事業所名 担当者名	鹿児島市地域包括支援センター 本部	作成年月日	平成 29年6月1日				
被保険者番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 8	フリガナ 被保険者氏名	ダミー ヨウケン ダミー 要支援2 様	保険者確認印		届出年月日	平成 年 月 日				
生年月日	明・大・昭 10年10月10日	性別	男・ 女	要介護状態区分 変更後 要介護状態区分 変更日	要支2 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5	区分支給 限度基準額	10,473 単位/月	限度額適用 期間	平成29年4月 から 平成30年3月 まで	前月までの短期入 所利用日 数	0 日

提供時間帯	サービス内容	サービス事業者 事業所名	日付 曜日	月間サービス計画及び実績の記録																														合計 回数		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
				木	金	土	(日)月	火	水	木	金	土	(日)月	火	水	木	金	土	(日)月	火	水	木	金	土	(日)月	火	水	木	金	土	(日)月	火	水		木	金
10:00 ~ 15:00	通所型独自サービス2日割	ダミー予防型通所介護	予定																																	10-30
	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ダミー予防型通所介護	予定																																	4
	通所型独自サービス事業所評価加算	ダミー予防型通所介護	予定																																	4
	通所型独自サービス処遇改善加算I	ダミー予防型通所介護	予定																																	4
			予定																																	
			実績																																	
			予定																																	
			実績																																	
			予定																																	
			実績																																	
			予定																																	
			実績																																	
			予定																																	
			実績																																	

サービス利用開始

契約日

日割日数
10日~30日

予防型通所介護(新規事業所)は「通所型独自」となります

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後		回数	サービス単位/金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険/事業対象分	給付率 (%)	保険/事業費 請求額	定額利用者負担 単価金額	公費・減免 給付額	利用者負担 保険/事業対象分	利用者負担 (全額負担分)	
					率%	単位数															
ダミー予防型通所介護	999999998	通所型独自サービス 2日割	A61122	111			21	2,331													
ダミー予防型通所介護	999999998	通所型独自サービス 運動器機能向上加算	A65002	225			1	225													
ダミー予防型通所介護	999999998	通所型独自サービス 事業所評価加算	A65005	120			1	120													
ダミー予防型通所介護	999999998	通所(独自)合計						(2,676)		2,676		2,676	10.00	26,760	90	24,084			2,676	0	
ダミー予防型通所介護	999999998	通所型独自サービス 処遇改善加算I	A66100	158			1	(158)		(158)		(158)	10.00	1,580	90	1,422			158	0	
					区分支給限度 基準額(単位)	10,473	合計	2,676		2,676		2,676		28,340		25,506			2,834	0	

総合事業のコードは「A」から始まるコード
 予防型通所介護(新規事業所)は「A6」
 詳細は別添を参照

日割日数
 10日~30日

負担割合証
 で確認が必要

種類別支給限度管理

サービス種類	種類支給限度 基準額(単位)	合計単位数	種類支給限度基 準を超える単位数	サービス種類	種類支給限度 基準額(単位)	合計単位数	種類支給限度基 準を超える単位数
				合計			

要介護認定期間中の短期入所利用日数

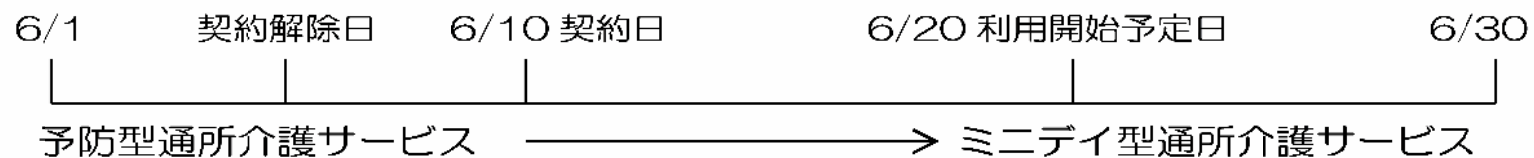
前月までの利用日数	当月の計画利用日数	累積利用日数
0	0	0

事業所番号：999999998 事業所名：ダミー予防型通所介護 様

②月の途中より総合事業の間で利用サービスを切り替えた場合

(例) 予防型通所介護サービスからミニデイ型通所サービスに月途中で切り替えた場合

- ・ミニデイ型通所介護サービスについては、ミニデイ型通所介護サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割り算定を行います。
- ・予防型通所介護サービスについては、上記の起算日の前日までの日数で日割り算定を行います。



起算日は 6/10 契約日

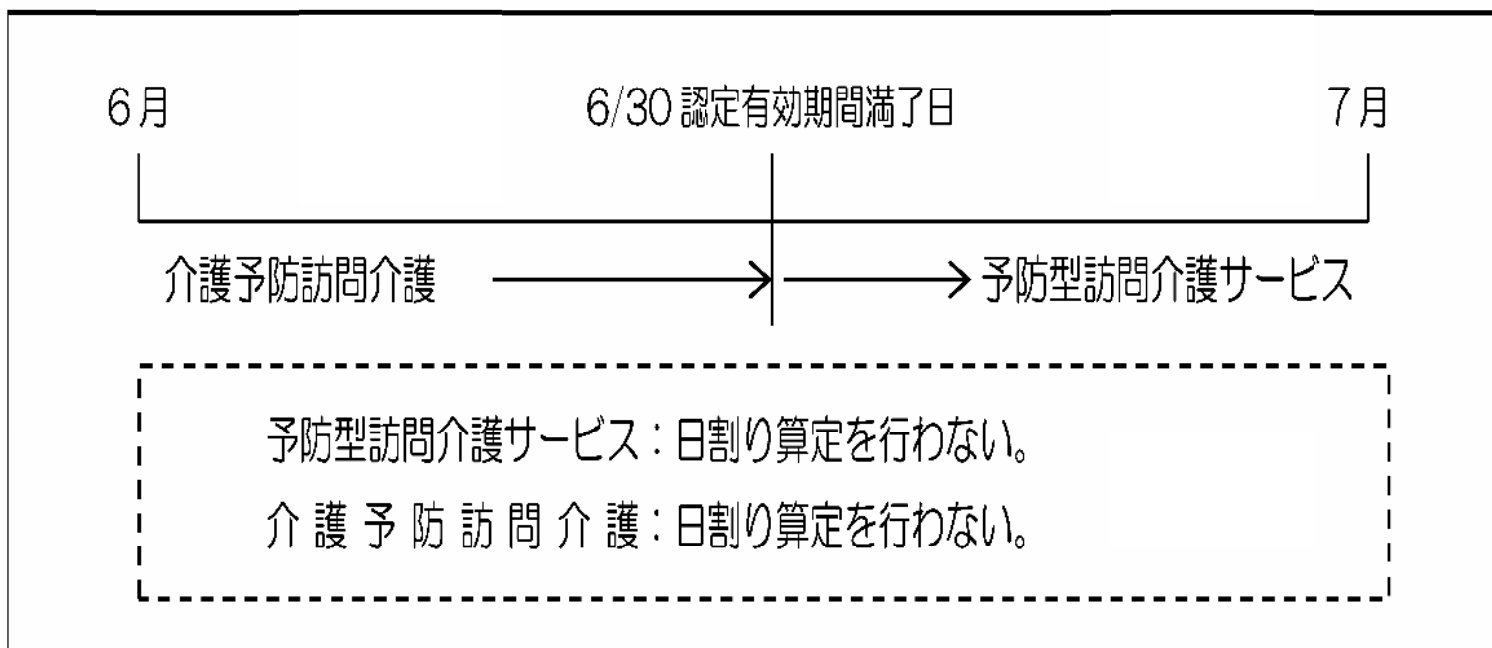
予防型通所介護サービス：日割単位数×9日（起算日の前日までの日数）

ミニデイ型通所介護サービス：日割単位数×21日（起算日からの日数）

※平成27年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」のI介護報酬改定関係資料の資料9「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」（以下「厚労省事務連絡」という。）の表下に記載のとおり「※終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日とする。」ことから、予防型通所介護サービスとミニデイ型通所介護サービスの日数の合計を、6月であれば30日としなければなりません。

⑤認定有効期間満了時（月末）に総合事業へ移行する場合

- ・総合事業及び介護予防訪問介護等については、ともに日割り算定を行いません。



10. 総合事業に関するお問い合わせ

所管	担当課	担当係	主な項目	電話番号
鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部	長寿あんしん課	地域包括ケア推進係	<ul style="list-style-type: none"> ・制度全般に関すること 	電話 099-216-1186
		長寿施設係	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者指定申請に関すること ・指定基準に関すること 	電話 099-216-1147
	介護保険課	給付係	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の請求方法に関すること ・給付、過誤に関すること 	電話 099-216-1280
鹿児島市保健所	保健予防課	保健予防係	<ul style="list-style-type: none"> ・一般介護予防事業に関すること ・短期集中予防サービスに関すること (口腔機能向上・栄養改善サービス) 	電話 099-803-6927